

審 第 448 号 - 1
答 申 第 645 号
令 和 8 年 4 月 21 日

千葉県教育委員会教育長 杉 野 可 愛 様

千葉県情報公開審査会
委員長 中 岡 靖

審査請求に対する裁決について（答申）

令和 4 年 1 2 月 8 日 付 松 戸 第 2 9 9 号 による 下 記 の 諮 問 について、別紙
のとおり 答 申 します。

記

諮問第 1 1 7 4 号

令和 4 年 1 0 月 9 日 付 け で 審 査 請 求 人 から 提 起 さ れ た、令 和 4 年 8 月 2 6 日
付 け 松 戸 第 1 9 3 号 で 行 っ た 行 政 文 書 部 分 開 示 決 定 に 係 る 審 査 請 求 に 対 す る
裁 決 に つ い て

答 申

第1 審査会の結論

千葉県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、令和4年8月26日付け松戸第193号で行った行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）で不開示とした情報のうち、服務整理簿中の決裁、届出月日、月日、日時数、職及び取扱者欄の情報（日時数欄に記載されている休暇の種別に関する情報を除く）を開示すべきである。実施機関のその余の決定は妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、令和4年6月29日付けで千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例65号。以下「条例」という。）5条の規定により、実施機関に対して、行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 請求の内容

本件開示請求の内容は、「1. 令和3年度に千葉県教育委員会職員（公立小中高等学校等職員を含む。）が失職又は分限処分・懲戒処分等（矯正措置・職務上の注意・口頭指導等一切を含む。）に付された全事案について、当該事案に関する公文書一切（当該被処分者等のてん末書・弁明・反省文等、被害者（いる場合）・関係者からの聞き取り、当該処分等についての辞令、当該事案発覚後や当該処分等を受けた後の部署の異動・降格等についての辞令（当該事案発覚後や当該処分等を受けた後に辞職した場合、辞職願・辞職を認めることについての意思決定の一切についての公文書・辞職についての辞令等）等の一切を含む（以下「請求①」という。）。2. 本日、千葉県立松戸高等学校教諭〇〇〇〇（以下「A」という。）が逮捕された事案に関する公文書一切（以下「請求②」という。）。3. Aに関する2017年度から2022年度までの出勤簿・休暇簿・超過勤務命令簿・テレワークの申請・取得に関する公文書（いずれもその正式名称を問わない。）（以下「請求③」という。）。なお、写しの交付はDVD-Rによるものとする。」である。

3 特定した対象文書

実施機関は、本件開示請求に係る対象文書として「Aに関する令和4年度の出勤簿

及び服務整理簿」(以下「本件対象文書」という。)を特定した。

4 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に対して、令和4年7月8日付け松戸第134号で条例13条2項の規定による期間延長通知をした後、本件決定を行った。

5 審査請求

審査請求人は、本件決定を不服として、令和4年10月9日付けで審査請求(以下「本審査請求」という。)を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人は審査請求書において、以下のとおり主張している。

1 審査請求の趣旨

本件決定の取消を求める。

2 審査請求の理由

「Aに関する令和4年度の出勤簿及び服務整理簿」の決裁者印影、届出者職、届出者氏名、届出者印影、取扱者印影は条例8条2号に該当しない。よって、当該処分は違法又は不当である。

第4 実施機関の弁明の要旨

1 弁明の趣旨

審査請求人が提起した本審査請求については、これを棄却することが相当である。

2 事案の概要について

本審査請求は、審査請求人が本件開示請求のうち請求③を請求の内容とする開示請求をしたことに対し、実施機関が請求③の事項についてAに関する令和4年度の出勤簿及び服務整理簿を対象文書とし、本件決定をしたところ、審査請求人が前記第3-1及び2の内容で本件決定の取消しを求めた事案である。

3 本件決定の理由

(1) 本件対象文書で不開示とした部分について

本件対象文書中、休暇の種類、休暇取得時数、年次休暇前年度繰越日数、決裁者印影、届出月日、届出事項(月日、日時数、休暇の種別、理由)、届出者職、届出者氏名、届出者印影、取扱者印影は条例8条2号に該当するとして、それぞれ当該部分を不開示としたものである。

(2) 条例8条2号該当性について

ア 条例8条2号本文該当性について

(ア) 本件対象文書中に記載されている休暇の種類、休暇取得時数、年次休暇前年度繰越日数、届出月日、届出事項は、当該職員の私生活の内容に関わる情報であることから、条例8条2号本文に該当する。

(イ) 本件対象文書中に記載されている決裁者印影、届出者職、届出者氏名、届出者印影、取扱者印影は、届出欄の数から当該職員の年次休暇等の取得状況が推測され、その取得状況自体が個人に関する情報であると認められることから、条例8条2号本文に該当する。

イ 条例8条2号ただし書イ該当性について

本件決定における不開示部分については、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは言えないことから、条例8条2号ただし書イに該当しない。

ウ 条例8条2号ただし書ロ該当性について

本件決定における不開示部分については、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認めるべき特段の事情があるとは認められないことから、条例8条2号ただし書ロに該当しない。

エ 条例8条2号ただし書ハ該当性について

本件決定における不開示部分「①決裁欄の印影、②届出月日、③届出事項の月日、④日時数、⑤休暇等の種別、⑥理由、⑦届出者の職、⑧氏名、⑨取扱者の印影」のうち②③④⑤⑥⑦⑧は、当該職員がいつ、いかなる理由で、どのような休暇を取得しようとして、その申請が承認されたかなどが明らかになるものである。これらの情報は、職員の健康や生活方針等の私生活の内容に関わるものであって、職務とは直接関わりのない事項であり、公務員としての職務遂行の内容に係る情報であるとはいえない。

また、①や⑨はその印影を単独でみるならば職務遂行情報と叫ぶが、個人名を特定した服務整理簿の決裁欄や取扱者の一部を開示することは、職員の健康や生活方針等の私生活の内容に関わる休暇を取得した事実やその日数等を推測されるため開示したことと同様の結果をもたらすといえる。したがって、条例8条2号ただし書ハに該当しない。

オ 条例8条2号ただし書ニ該当性について

本件決定における不開示部分については、食糧費の支出を伴う懇談会、説明会等に係る情報は記録されていないことから、条例8条2号ただし書ニに該当しない。

4 弁明の内容について

審査請求人は出勤簿及び服務整理簿の決裁者印影、届出者職、届出者氏名、届出者印影、取扱者印影は、条例8条2号に該当しない旨主張する。しかしながら、これらの情報は上記に記載のとおり、個人に関する情報であり、特定の個人を識別する情報であるから条例8条2号に該当する。よって、審査請求人は条例の解釈を誤ったものであり、審査請求人の主張には理由がない。

第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張、実施機関の弁明及び本件対象文書を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 本審査請求の審査の対象範囲について

本審査請求は、請求①ないし請求③の開示を求める本件開示請求について、実施機関が請求③のうちAに関する令和4年度の出勤簿及び服務整理簿に係る対象文書を特定して本件決定をしたことに対し、同決定の取消しを求めるものである。

本件決定において、上記以外の請求に係る決定が行われていないことは本件決定書には明示されていないものの、弁明書に記載された前記第4 2の説明に対し、審査請求人が特段の不服を述べていないことに加え、上記以外の請求については本件決定とは別に決定がなされ、別途、審査請求が行われていることを当審査会において確認したことから、上記以外の請求に係る決定は本審査請求の対象となっていないものと認められる。

2 本件決定の妥当性について

本件対象文書は、Aに関する令和4年度の出勤簿及び服務整理簿である。本件決定において実施機関は、出勤簿のうち休暇の種別・種類及び取得時間数を、服務整理簿のうち決裁、届出月日、月日、日時数、休暇等の種別、理由、職、氏名及び取得者欄の記載を、それぞれ条例8条2号に該当するとして不開示にしている。この決定の妥当性について、以下検討する。

(1) 出勤簿について

出勤簿には、個々の職員の出勤、出張、休暇等の状況が1日単位で明らかになるように記載されており、日付欄に記載された各情報は、「氏名」欄の記載と結び付いていることから、特定の個人が識別され得る情報と認められる。出勤簿の不開示部分には、休暇の種別・種類及びその取得時間数が一体となって記載されており、これらの情報が日付欄ごとに不開示とされている。

不開示部分のうち個々の職員の休暇の種別・種類は、公務とは直接関わりのない事柄であり職員の私事に関する情報と認められ、この情報が記載されている欄は、条例8条2号本文前段に該当するため、不開示とすべきである。また、取得時間数は、休暇の種別・種類の記載欄に同情報と一体となって記載されており、容易に区分して除くことができないことから、この情報も不開示とすべきである。

よって、出勤簿に係る実施機関の決定は妥当である。

(2) 服務整理簿について

実施機関は、服務整理簿の表題、項目名及び表欄外の表記以外の情報（決裁、届出月日、月日、日時数、休暇の種別、理由、職、氏名及び取得者欄の記載）を、すべて不開示としている。

当該不開示部分のうち、決裁、職及び取扱者欄の記載は、公務員の職務遂行情報であり、条例8条2号ハに該当するため開示すべきである。実施機関は、これらの情報を開示することは、休暇を取得した事実やその日数等が推測されるため開示したことと同様の結果をもたらすと弁明するが、以下に述べるとおり、そもそも公務に従事しなかったという事実やその日数等は開示されるべきものであり、また、当審査会が当該不開示部分を見分したところ、これらの情報を公にしても他の不開示部分を推測することはできないものと認められることから、この弁明を認めることはできない。

すなわち、届出月日、月日及び日時数欄の記載は、職員が休暇等を取得した月日及び日時数並びにそれを推測させる情報であり、職員の私事に関する情報の側面は認められるものの、公務に従事しなかったことそれ自体は、やはり公務遂行に関する情報としての面があるというべきである。そうすると、これらの情報を開示することにより、その日に公務に従事しなかったこと自体を明らかにするとしても、公務に従事しなかった理由まで直ちに明らかになるわけではないから、私事に関する情報を開示することにはならないというべきである。よって、当該情報は条例8条2号ハに該当し、開示すべきである。

休暇等の種別及び理由欄の記載は、公務とは直接関わりのない事柄であり、私事に関する情報ということが出来るため、条例8条2号本文前段に該当し、不開示とすべきである。なお、前述した日時数欄の中に、休暇等の種別に係る情報が記載されている箇所が認められるが、当該箇所も不開示とすべきである。

届出者の氏名欄の記載は自筆でなされており、署名と同様の形状となっている。署名は、その固有の形状が文書の真正を示す認証的機能を有しており、その形状が

公開されると、これを偽造、悪用されるなどして、個人の財産等に危険が生じるおそれがある。よって、当該情報を公にすることにより、届出者個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められるため、当該情報は条例8条2号本文前段に該当し、不開示とすべきである。なお、届出者氏名欄には届出者の印影も記載されているが、前記氏名欄の記載に重なる状態で記載されているため、この情報も不開示とすべきである。

以上のとおり、実施機関は決裁、届出月日、月日、日時数、職及び取扱者欄の情報（日時数欄に記載されている休暇の種別に関する情報を除く）を開示すべきである。

3 附言

前記1で述べたとおり、本件決定は、本件開示請求に対し実施機関が請求③のうちAに関する令和4年度の出勤簿及び服務整理簿の請求部分について決定したものであるが、決定書にその旨の記載がなく、当該決定が請求のどの部分に対応するものであるかが明確でないという点において、その記載内容には不備があったと言わざるを得ない。

実施機関においては、一つの請求に対して一つの決定を行うことが行政処分の原則であることに留意し、やむを得ず今回のような複数の決定を行う場合にあっては、当該決定が請求のどの部分に対応する決定なのか、その趣旨が理解できるように記載するなど、決定書の適正な作成に努められたい。

4 結論

実施機関は本件決定で不開示とした情報のうち、服務整理簿中の決裁、届出月日、月日、日時数、職及び取扱者欄の情報（日時数欄に記載されている休暇の種別に関する情報を除く）を開示すべきである。

実施機関のその余の決定は妥当である。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和4年12月 8日	諮問書の受理
令和8年 1月26日	審議
令和8年 2月26日	審議
令和8年 3月25日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

氏名	職業等	備考
安藤 なつき	弁護士	
伊藤 義文	弁護士	部会長職務代理者
中岡 靖	千葉県共同募金会監事	部会長

(五十音順)